

## 第三者評価の公表事項

種別	母子生活支援施設
----	----------

### ①第三者評価機関名

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
-------------------

### ②評価調査者研修修了番号

SK2021032
06-6b
07-6b

### ③施設名等

名 称：	ハニーハイムかづの
施設長氏名：	畠山順一
定 員：	10 世帯
所在地(都道府県)：	秋田県
所在地(市町村以下)：	鹿角市尾去沢字蟹沢1-24
T E L：	0186-23-3559
U R L：	<a href="https://www.kazuno-kodomo.jp">https://www.kazuno-kodomo.jp</a>
【施設の概要】	
開設年月日	昭和53年12月1日
経営法人・設置主体(法人名等)：	公益財団法人鹿角市子ども未来事業団
職員数 常勤職員：	3 名
職員数 非常勤職員：	7 名
有資格職員の名称(ア)	保育士
上記有資格職員の人数：	4 名
有資格職員の名称(イ)	社会福祉主事任用資格
上記有資格職員の人数：	3 名
有資格職員の名称(ウ)	幼稚園教諭
上記有資格職員の人数：	4 名
施設設備の概要(ア)居室数：	18 室
施設設備の概要(イ)設備等：	緊急一時保護／静養室

#### ④理念・基本方針

##### ■理念■

母と子の権利擁護と生活の拠点として、子どもを育み、子どもが健やかに育つことを保障し、安定した生活の営みを支えます。

##### ■基本方針■

###### 【母子の意思の尊重】

母親と子ども、それぞれ的人格と個性を尊重し、一人ひとりに合わせた支援をします。

###### 【子どもの健全育成】

子どもの最善の利益を尊重し、より良い育ちのための環境を整えて健全な人格形成を目指します。

###### 【母子の自立支援】

母と子が健全な社会性を身に着け、主体的に自己実現を図ることができるように寄り添った支援をします。

###### 【地域共動】

地域社会や関係機関との連携を大切にし、地域の活動に積極的に参加します。

###### 【自己研鑽】

職員の資質向上に努め、利用者や社会から信頼される施設を目指します。

#### ⑤施設の特徴的な取組

○利用者一人ひとりの思いや課題を受け止め、安心・安全な中で生活していけるよう、個々の状況に合わせ全職員で手厚い対応を提供すること、子ども達の将来への希望や目標に正しく向かうことができるよう、心身ともに健全に育っていくための支援を行うことを目指している。

○子どもの表情や成長する姿が母親の励みとなり、自立に向けた活力や母親の自信が子どもの安心感につながることを願い、喜びや悲しみなど職員も共感していけるようなサービス提供を基本としている。

○“自分一人ではない”という安心感の中で生活の基盤を築き、自分に対する自信が深められ自立に向えるよう、利用者一人ひとりが自治会の会員として、各種行事参加を通じた連携や交流する場面を大切にしている。

#### ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア） 契約日（開始日）	令和6年6月17日
評価実施期間（イ） 評価結果確定日	令和6年12月3日
前回の受審時期（評 価結果確定年度）	令和2年度

## ⑦総評

### <特に評価の高い点>

- ・基本方針に「地域共動」を掲げ、地域の活動に積極的に参加している。施設が地域の自治会に加入して1つの班として位置付けられ自治会行事に参加するほか、施設の行事に地域の子供たちが参加している。施設の開放にも積極的で、図書館や中庭を開放している。また、社会の一員として人とのつながりを大切にすることを入所者とともに心掛け実践している。
  - ・施設長は、毎月の職員会議等で入所者に寄り添った支援を行うよう指導しており、必要に応じて学校との連絡を密にとり、支援校見学时に同行訪問を試みるなど、施設長がリーダーシップを発揮することで入所者の自立支援の質の向上につながっている。
  - ・入所者が地域・家庭への移行の際は、措置者へ連絡するとともに、利用者へは退所後でもいつでも相談できることを話し、相談窓口など必要な情報を提供している。また、退所後3年間は施設行事への参加を案内する等で関係を維持し、相談を希望した場合はそれに応じ支援している。
  - ・意見を述べやすい環境づくりについて、複数の相談先を記載した印刷物を掲示し、母親と子どもに周知している。また、空き室を利用した「面談室」や「おもちゃ部屋」等を設置して、母親も子どもも一人ひとりが意見や相談がしやすい雰囲気と環境づくりに努めている。
  - ・入所世帯が少なく、自治活動の組織はないが、「母親定例集会」や、「母親研修」「子ども集会」等を行い、母親と子どもの意見を積極的に取り入れ、支援につなげている。また、母親が苦手としている部屋の片づけなど、利用者の気持ちに寄り添いながら、スキルに応じた具体的な支援をしている。
- 緊急一時保護の要請に対応できるよう、空き部屋を活用した専用居室に生活に必要な備品と生活用品を整え、母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。

### <改善が求められる点>

- ・経営や支援に関する、中・長期の事業計画が策定されていないため、中長期ビジョンを明確にした計画が策定されることを期待する。また、施設において単年度の事業計画が策定されていないので、中長期計画を反映した基本理念や運営方針を盛り込んだ事業計画を策定することを期待する。
- ・支援についての標準的な実施方法については、「快適な生活を送るために」を標準的な実施方法としているが、施設の決まりや約束事等が主な内容となっている。今後は、社会福祉施設であることを意識して、人権に関する事項や障害者・意思決定が困難な利用者等への対処方法等も記載された支援に特化したマニュアルを策定し、支援の質の維持・向上に活用していくことが望まれる。また、見直しの仕組みも定め実施することが望まれる。
- ・自立支援計画は、入所時措置機関からの「入所に関する調査書」と面接による母親の意向調査を合わせてアセスメントとしているが、アセスメント方法が確立しているとは言えない。今後は、アセスメント手順や様式等を記載し、課題やストレングスにも注目した「自立支援計画作成マニュアル」を策定し、更なる支援の充実を図ることが望まれる。また、評価・見直し、緊急時に計画変更する場合の仕組み等も明文化することが期待される。
- ・記録は、ネットワークシステムにより情報共有できるパソコンで担当者が入力する仕組みになっている。今後は、自立支援記録でもあることを自覚し、個別支援計画の進捗状況が把握できる記録となることを期待する。
- ・「母子生活支援施設運営ハンドブック」を基本として支援を継続しているが、施設独自のマニュアルはないため、権利擁護・プライバシー保護、アフターケア、自立支援計画等に関して等、施設の特性に合った独自のマニュアルを作成し、さらなる支援の充実を図ることが期待される。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

調査者の方々より貴重なご意見や丁寧なご指導をいただき、感謝申し上げます。  
前回ご指導いただきました事項についての改善をめざすようにしてまいりましたが、今回の受審により福祉サービスへの理解が深まったように感じます。  
改善を要する項目に関しては真摯に受け止め、利用者や地域の方々から今まで以上に必要とされる場所を目指しながら、施設の持つ機能や市民にとって有益となる情報を様々な方法でより多く発信できる環境の整備と、中長期計画や単年度の事業計画の具体化に向けた改善を図ってまいりたいと考えております。  
調査者の方々からいただきました労いやお褒めの言葉を胸に、今後も施設を利用されるご家族と地域の幸せのため、職員一同力を結集し尽力してまいります。

⑨第三者評価結果（別紙）

## 第三者評価結果（母子生活支援施設）

### 共通評価基準（45項目）

#### I 支援の基本方針と組織

##### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>法人、施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、母親と子どもへの周知が図られている。</p> <p>理念、基本方針は、「快適な生活を送るために」（入所時に配布するしおり）に記載されている。職員には周知されており、母親へは「母親定例集会」において説明している。</p>	

#### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。</p> <p>社会福祉事業の動向については、法人の施設長会議に出席してインターネット等により国の動向を把握し、市の福祉計画を学習して把握に努めている。施設経営については、指定管理者である市の職員が来所した際に情報交換し、その内容を職員会議で話し合っている。指定管理で経営分析には制限があると思われるが、入所者が激減している現状を鑑みて、関係機関と連携して、入所者減の原因分析や課題の把握、潜在的なニーズに関するの情報収集等現状回復策の検討が期待される。</p>	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p>経営環境と経営状態の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分ではない。</p> <p>改善すべき課題については施設長会議で検討されているが、十分ではない。指定管理のため施設設備は確保されているため、今後は入所者の増加を図るよう福祉事務所への訪問、他地域との情報交換を意識的に取り組むことが望まれる。</p>	

### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
<p>経営や支援に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。</p> <p>中・長期計画は、施設でも法人本部でも策定されていない。法人は、鹿角市の「鹿角市子ども・子育て支援事業計画」に沿って事業を展開しているが、今後は、中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されることを期待する。</p>	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
<p>単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。</p> <p>法人本部が作成している単年度事業計画には、母子生活支援施設運営事業の実施について短く掲載されている。施設の具体的な事業計画は策定されておらず、年間行事計画等が記載された「ハニーハイムかづの要覧」を策定し事業計画としている。今後は、中・長期計画を策定し、その内容を反映した単年度の事業計画を策定することを期待する。</p>	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
<p>事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。</p> <p>事業計画としている「ハニーハイムかづの要覧」は、行事計画等の見直しに合わせて職員会議等で共有し、策定されている。今後は、そうした施設の単年度運営方針を基に、事業計画として策定することを期待する。</p>	
② 7 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	c
<p>事業計画を母親と子どもに周知していない。</p> <p>行事計画を掲載している「ハニーハイムかづの要覧」を使用し、母親定例集会で周知を図っているが、事業計画は策定されていない。</p> <p>今後は、事業計画を策定し、母親と子どもにも提案して周知されることを期待する。</p>	

### 4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
① 8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p>支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。</p> <p>自己評価や第三者評価の結果については、毎月の所内処遇会議や職員会議で検討を図り、入所者の処遇を改善している。</p> <p>今後は、評価結果をPDCAサイクルを用いて検証し、更なる質の向上を図ることを期待する。</p>	

② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。</p> <p>評価の結果については、職員会議や処遇会議で分析検討しているが、職員それぞれが理解しているという理由で文書化していない。</p> <p>今後は課題や問題点を文書化して共有し、改善計画を策定し見直しを図ることが期待される。</p>	

## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p>施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分でない。</p> <p>施設長は、年度初めの職員会議で施設の経営状態や管理に関する方針などを話している。利用者に対しては「母親定例集会」の場で施設の取組みについて説明している。</p> <p>今後は、施設の経営状態を踏まえ、施設長がリーダーシップを発揮して経営管理に取り組むことが期待される。</p>	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>施設長の法令遵守研修では、市の階級別の研修や事業団本部が開催するコンプライアンスの研修等に参加して、法令遵守の理解促進に努めている。</p> <p>今後は更なる法令遵守に努め、職員に対し研修等を通して周知を図ることが期待される。</p>	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
① 12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<p>施設長は、支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p>施設長は、毎月の職員会議及び所内処遇会議等で入所者に寄り添った支援を行うよう指導している。こうしたことにより、入所児が不登校となっている事例では、職員が学校との連絡を密にとり、支援校見学时に同行訪問を試みるなど、施設長がリーダーシップを発揮し、入所者の自立に向けた支援の質の向上に努めている。</p>	

② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。</p> <p>施設長は、施設が地域に溶け込んだ存在であることを重視し、毎月広報誌「はっぴい通信」を発行して、地域にも配布している。</p> <p>また、施設経営の面では、法人本部との調整により、職員の働きやすい環境整備に務めている。</p> <p>今後は、施設のもつ社会的役割を自覚し、入所者確保に向けて職員が一丸となって取組むことを期待する。</p>	

## 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。</p> <p>必要な福祉人材の確保については法人本部が担っているが、具体的な計画は策定されていない。これまで、施設で必要な保育士資格を有する職員の配置を要望し配置された経緯があるが、社会的養護に必要な十分な職員体制になっていない。</p> <p>今後は、計画的な人員確保を期待する。</p>	
② 15 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>総合的な人事管理に関する取組が十分でない。</p> <p>職員に対する人事評価制度は、法人本部が行っており、職員にも周知されているが、施設の「期待する職員像」は、全国母子生活支援施設協議会（以下、「全母協」という。）が描く職員像としていて、法人本部や施設独自のものはない。</p> <p>今後は、施設独自の「期待する職員像等」を明確にして、職員の質向上を図ることを期待する。</p>	
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分でない。</p> <p>施設の持つ特性から、職員の勤務終了間際に入所者から相談されるなどにより、退勤時間が延びる場合がある。こうした超過勤務対策として、「ポイント取得表」という独自の様式を定め、職員の私的外出時間等と調整する仕組みを取り入れている。</p> <p>今後は、人材や人員体制に関する具体的な計画に基づいた更なるワークライフバランスに配慮した取組みを期待する。</p>	

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。 「人事評価マニュアル」に基づいた施設長との面談を通じて、入所者に寄り添った支援を実施している。また、職員一人ひとりの研修により、質の向上に積極的に取り組んでいる。今後は、目標とする施設独自の「期待される職員像」を策定し、職員の到達目標を明確にすることを期待する。	
② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。 「期待する職員像」は、全母協の職員像を使い、施設独自のものは無い。研修計画は、毎年職員会議で職員の意見を取り入れ策定されている。 今後は、施設独自の「期待される職員像」を策定し、それに基づく研修を計画することで、更なる職員の資質向上を図ることが望まれる。	
③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。 施設に案内がある外部研修には予算の範囲で参加し、県内の支援施設間での交流を通じて難しいケースの相談・解決を図っている。また、日々の業務を通じてOJTを実施している。 今後は、スーパービジョンの必要性を理解し、職員の専門性の向上に取り組むことを期待する。	
(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
① 20 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、取組が十分ではない。 2019年に一人実習生を受け入れた実績があり、また、2025年に受け入れの計画がある。「実習生指導マニュアル」は整備されているが、指導プログラムがない。 今後は、前回の受入れ状況を参考に、指導者における研修と指導プログラムを整備することを期待する。	

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>施設の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。</p> <p>施設の事業内容については、園だよりを通じて地域に発信しており、財務等に関しては法人本部のホームページに掲載している。</p> <p>今後は、施設独自のホームページ等を立ち上げ、施設の理念や基本方針、苦情・相談の内容等を公開し、施設の存在意義や役割を地域に向けて審らかにすることを期待する。</p>	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>法人本部監査委員による監査や、指定管理者からの監査、県の指導監査を受け、備品や書類等の整備は問題なく処理されている旨の通知を受けている。施設で現金を扱うことはほとんどなく、職務分掌や権限・責任を明確にし、職員にも周知されている。</p>	

### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>母親、子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。</p> <p>基本方針に「地域共動」を掲げ、地域の活動に積極的に参加している。地域の自治会に加入し、施設が1つの班として位置付けられている。自治会行事に参加するほか、施設の行事に地域の子どもたちが参加している。施設の開放にも積極的で、図書館や中庭を開放している。また、社会の一員として人とのつながりを大切にすることを入所者とともに心掛け実践している。</p>	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。</p> <p>ボランティア受け入れについては「ボランティア・職場体験実習等受け入れマニュアル」に従い行っている。実績により「ボランティア登録者名簿」を作成し、継続的な受け入れをしている。</p> <p>マニュアルについて、ボランティアの受け入れと職場体験実習等受け入れは目的が違う事業であり、今後は、ボランティア受け入れに特化したマニュアルに改正し、内容の充実を図ることが期待される。</p>	

(2) 関係機関との連携が確保されている。		
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		a
<p>母親と子どもによりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p>市福祉事務所を始め、小中学校及び関係機関と処遇会議や情報交換会を定期的に行いながら情報収集と連携を深めている。また、自治会長が頻繁に訪問し、地域情報を知らせてくれている。利用できる社会資源は資料としてリスト化し、職員に配布し共有化が図られている。また、施設内に掲示することにより、利用者に情報提供している。</p>		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。		b
<p>地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>インターネット等により国の動向を把握しているほか、法人を通じて市の福祉計画等によりニーズを把握している。地区自治会長が訪問してくれて情報交換しているほか、苦情解決委員は、市が選任した地域の民生児童委員なので、地域の福祉ニーズや生活課題等の意見が聞きやすい環境にある。</p> <p>母子生活支援施設という施設特性から、今後は、鹿角市のみならず近隣市町村等にも訪問するなどしてニーズ把握に努めるとともに、情報発信することが期待される。</p>		
② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。		b
<p>把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。</p> <p>法人としては、管下の児童厚生施設で育児相談事業を行っている。施設では、退所世帯へのアフターケアサービスや子どもの一時預かり等を行っているほか、通学時の見守りや、地域子ども会に遊び場を提供したり、行事への参加を促したり地域と連携した取り組みをしている。</p> <p>今後は、施設の持っている特性や専門的な知識、情報を地域に還元する等の事業に取り組むことが期待される。</p>		

### Ⅲ 適切な支援の実施

#### 1 母親と子ども本位の支援

(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
① 28 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。		a
<p>母親と子どもを尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。</p> <p>全母協の「倫理綱領」を基に基本的人権に配慮した支援が実施されている。「倫理綱領」は掲示板に張り出し、利用者にも周知を図るとともに、職員はカードにして常時携帯している。職員会議等で施設の理念と基本方針の周知を図り、職員が共通理解し、母親と子どもを尊重した処遇に反映させている。</p>		

② 29 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	b
<p>母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、母親と子どものプライバシーに配慮した支援が十分ではない。</p> <p>施設では「プライバシー保護マニュアル」が策定されており、母親と子どものプライバシーや権利擁護に配慮した支援が行われている。利用者には「快適な生活を送るために」で周知を図っている。</p> <p>マニュアルは利用者の禁止事項や約束事に偏った作りとなっているため、今後は、倫理的な面や職員の姿勢・責務等を加えた内容に改正し、更なる充実に努められることが期待される。</p>	
(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
① 30 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>母親と子どもが支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>支援の利用に必要な情報について、利用者には入所時に「快適な生活を送るために」を配布し、分かりやすく丁寧に説明している。「快適な生活を送るために」は今年度、イラスト等を加えてより見やすいように改正されている。見学者等には「ハニーハイムかづの要覧」とパンフレットを配布して、施設の特長や概要をわかりやすく説明している。</p>	
② 31 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a
<p>支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき母親と子どもにわかりやすく説明を行っている。</p> <p>施設が行う支援内容については、利用者と面談をして自身の目標等を聴取したうえで自立支援計画を作成し、母親と子どもに説明のうえ同意（押印）を得て支援を開始している。意思決定が困難な母親と子どもへの配慮については該当する利用者がおらず想定されていないが、福祉事務所等と連携を密にして行うこととしている。</p>	
③ 32 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮している。</p> <p>退所者が他の施設へ移行する場合は措置者と相談し引継ぎ文書を作成して不利益が生じないように配慮している。</p> <p>地域・家庭への移行時には、措置者へ連絡するとともに、利用者へは退所後でもいつでも相談できることを話し相談窓口など必要な情報を提供している。また、退所後3年間は施設行事への参加案内をはがきでする等で関係を維持し、相談を希望した場合は相談に応じ支援している。</p>	

<p>(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。</p> <p>① 33 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>第三者 評価結果</p> <p>a</p>
<p>母親と子どもの満足を把握する仕組みを整備し、母親と子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。</p> <p>満足に関する調査について、以前はアンケート調査を実施していたが利用者が減少したため現在は毎月開催の「母親定例集会」等で聞き取りにより把握に努めている。また、自立支援計画の見直し時にも意見・要望を聞き、その都度職員間で協議検討し具体的な改善に繋げている。</p>	
<p>(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>	
<p>① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>b</p>
<p>苦情解決の仕組みが確立され母親と子ども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。</p> <p>苦情解決のしくみについては、「鹿角市児童福祉施設の福祉サービスに対する苦情解決に関する規定」に基づき法人が受託している他の児童福祉施設と同様に実施されている。責任者、受付担当者も配置され、利用者への説明、ポスターの掲示、意見箱の設置等が行われている。第三者委員は市から地区民生児童委員が指名で委嘱されている。寄せられた苦情・意見は適正に処理され、毎年開催される「苦情解決第三者委員情報交換会」に報告され諮られている。また、利用者には「母親定例集会」等でプライバシーに配慮して報告される。今後は、苦情解決の仕組みを事業として捉え、市の規定にのっとり公表されることが期待される。</p>	
<p>② 35 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。</p>	<p>a</p>
<p>母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを母親と子どもに伝えるための取組が行われている。</p> <p>意見を述べやすい環境づくりについて、複数の相談先を記載した印刷物を掲示し、母親と子どもに周知している。苦情の意見箱は玄関先にポスター掲示とともに設置して、意見が出やすい工夫をしている。また、空室を利用した「面談室」や「おもちゃ部屋」等を設置して、母親も子どもも一人ひとりが意見や相談がしやすい雰囲気と環境づくりに努めている。</p>	
<p>③ 36 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>b</p>
<p>母親と子どもからの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。</p> <p>母親や子どもから寄せられた相談や意見については、職員会議や処遇会議で内容を検討し迅速に改善するよう取り組んでいる。協議した内容については「母親定例集会」等で報告している。また、苦情等の意見に対しては毎年開催される「苦情解決第三者委員情報交換会」に報告され諮られている。今後は、相談や意見にかかる対応マニュアルを整備し、改善に関わる取組を組織的かつ円滑に行うことが期待される。</p>	

(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
① 37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>リスクマネジメント体制を構築しているが、母親と子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。</p> <p>法人の「災害時職員初動体制マニュアル」に、災害に応じた職員の初動体制と対応すべき事項が定められている。また、施設では「緊急時対応マニュアル」を整備し、不審者侵入時や緊急一時保護時等の際の安全に配慮した対応について定めている。</p> <p>ヒヤリハット事例についても担当者を定め全職員で取り組んでいる。</p> <p>今後は、事例の収集等も組織的に行い、リスクマネジメントについての研修を定期的実施するなど、更なる安心・安全な支援の実施に努められることが期待される。</p>	
② 38 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p>感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する母親と子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。</p> <p>「感染症対策マニュアル」を整備し、発生時の対応や予防対策、環境整備について定めている。利用者へも「母親定期集会」の場を通じて随時理解と意識高揚を図っている。新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応についても、法人と連携して速やかに対応している。また、空室を活用して感染者がストレスなく過ごせるような隔離室を設けるなど、予防や安全確保のための取組を行っている。</p> <p>今後は、発生時の管理体制を整備して周知し、更なる万全を図ることが期待される。</p>	
③ 39 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	b
<p>地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、母親と子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>災害時の対応については、法人の「災害時職員初動体制マニュアル」に従い体制が整えられている。避難訓練も目的を変更しながら毎月実施されている。施設の敷地が市のハザードマップで洪水リスクの高い場所となっているため、「洪水時（土砂災害時）の避難確保計画」も定められているほか、全利用者の居室を2階にする等リスクに備えている。備蓄については施設として5日程度を備えているほか、安全意識の高揚を図る意味で利用者宅に1日分支給し備えている。</p> <p>災害に備え発電機や暖房器具等の備えはあるが、今後は、リスク等を可視化して備える意味でも事業継続計画（BCP）の策定が期待される。</p>	

## 2 支援の質の確保

(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	c
<p>支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。</p> <p>支援についての標準的な実施方法については、「快適な生活を送るために」を標準的な実施方法としているが、施設の決まりや約束事等が主な内容となっている。</p> <p>今後は、社会福祉施設であることを意識して、人権に関する事項や障害者・意思決定が困難な利用者等への対処方法なども記載された支援に特化したマニュアルを策定し、支援の質の維持・向上に活用していくことが望まれる。</p>	

② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
<p>標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。</p> <p>支援についての標準的な実施方法として使用している「快適な生活を送るために」については、職員会議や処遇会議で必要に応じて随時見直しは図られている。</p> <p>今後は、支援に特化した標準的な実施方法を策定し、合わせて見直しの仕組みも定め実施することが望まれる。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
<p>母親と子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。</p> <p>自立支援計画は、入所時措置機関からの「入所に関する調査書」と面接による母親の意向調査を合わせてアセスメントとし、母子支援員が策定している。その内容については、所内検討後関係機関の確認をとり、利用者の同意を得て支援を開始している。</p> <p>アセスメント方法が確立しているとは言えないので、今後は、アセスメント手順や様式等を記載し、課題やストレングスにも注目した「自立支援計画作成マニュアル」を策定し、更なる支援の充実を図ることが望まれる。</p>	
② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。</p> <p>自立支援計画の評価・見直しについては、全母協の「母子生活支援施設運営指針」に沿って作業工程表が作られている。当初・中間・まとめの3回利用者と面談を行い、支援の実施状況の確認と課題について年数回所内処遇会議や福祉合同会議を開催して評価・見直しする仕組みとしている。</p> <p>今後は、「自立支援計画策定マニュアル」を策定し、評価・見直し、緊急時に計画変更する場合の仕組みなどを明文化することが期待される。</p>	
(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。	
① 44 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>母親と子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。</p> <p>記録は、ネットワークシステムにより情報共有できるパソコンで担当者が記入する仕組みになっている。必要書類等を共有ファイルで管理し、職員間で情報を共有する仕組みも整備されている。記録要領はないが、内容や書き方の指導は施設長が行い統一が図られている。</p> <p>施設長は日々の行動記録に偏らないよう職員に周知を図っているが、今後は、自立支援記録でもあることを自覚して個別支援計画の進捗状況が把握できる記録となることを期待する。</p>	

② 45 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

母親と子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。

個人情報保護に関しては、法人の「特定個人情報取扱規定」に基づき適切に管理されている。文書取り扱い責任者も選任されていて、ケース記録等は鍵のかかる書庫に保管し施設長が管理している。個人情報の取り扱いについては、入所時に「快適な生活を送るために」で説明する他、「母親定例集会」で折に触れて説明している。

今後は、個人情報の不適正な使用等の対策として、「個人情報の使用に関する承諾書」を取り交わすなどの配慮が望まれる。

## 内容評価基準（25項目）

### A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 母親と子どもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
<p>母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されているが、より質を高める取組が求められる。</p> <p>権利擁護等の規定及びマニュアルの整備には至っていないが、「母子生活支援施設運営ハンドブック」（以下、「ハンドブック」という。）を基として、母親と子どもの意向を尊重した支援を進めている。ハンドブックは、必要に応じて職員がパソコンで閲覧している。</p> <p>今後は、ハンドブックを参考にし、施設独自の規程やマニュアルを作成することを期待する。</p>	
(2) 権利侵害への対応	
① A2 いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	b
<p>いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害防止に取り組んでいるが、さらなる取組が求められる。</p> <p>施設長は、不適切なかかわりがおこらないよう処遇会議で職員と話し合っている。</p> <p>母親と子どもに対する不適切行為などに対しては苦情解決第三者委員会へ、職員の言動に関わるものについては市や法人に報告することとなっている。</p> <p>今後は、職員の安全及び支援の根拠を明らかにするためにも、施設独自のマニュアルを整備することが期待される。</p>	
② A3 いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	b
<p>いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう取り組んでいるが、十分ではない。</p> <p>日常の支援や言葉掛けでの不適切な言動を防止するため、一人ひとりの思いに寄り添ったかわりを継続できるよう、所内処遇会議等で共通理解を深めるようにしている。</p> <p>また、所内処遇会議において、ハラスメントについて研修している。</p> <p>今後は、非常勤職員も含めた研修の実施や、良好な人間関係の構築を図るための人とのかわりについて、母親や子どもに周知する取り組みを期待する。</p>	

<p>③ A4 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	<p>b</p>
<p>子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。</p> <p>常に母親と子どもの様子を観察し、声掛けや関係機関と連携して子どものサインを見逃さないようにし、助言や支援がされている。</p> <p>今後は、子どもの年齢別の対応の仕方にも配慮し、マニュアルを整備することを期待する。</p>	
<p>(3) 母親と子どもの意向や主体性の配慮</p>	
<p>① A5 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。</p> <p>入居者世帯が1世帯と少なく自治活動の組織はないが、施設の企画運営で開催される「母親定例集会」や「母親研修」、「子ども集会」などが行われ、母親と子どもの意見表明の機会となっている。</p>	
<p>(4) 主体性を尊重した日常生活</p>	
<p>① A6 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。</p>	<p>b</p>
<p>日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っているが、十分ではない。</p> <p>精神的困難を抱えた母親や子どもと面談し、課題を明確にして支援を行っている。</p> <p>本人の課題（短期的目標）に対して、日々の生活の中で、いつまでにできるようになるか、できたらどうしたいかなどの思いを聴きながら、本人の力を信じて支援をしている。</p> <p>今後は、母親と子どもの主体性を一層尊重した支援を期待する。</p>	
<p>② A7 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。</p>	<p>b</p>
<p>行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施しているが、十分ではない。</p> <p>利用世帯が少ないため、行事などは本人家族のほか、退所した利用者や地域住民、関係者にも参加を呼びかけ実施している。内容については、母親定例集会で話し合っている。</p> <p>今後は、地域住民の声も取り入れ、入所者主体で行事を計画することを期待する。</p>	
<p>(5) 支援の継続性とアフターケア</p>	
<p>① A8 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。</p>	<p>b</p>
<p>母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っているが、十分ではない。</p> <p>退所後3年間は施設の行事案内を退所者に送るなどして関係を維持し、相談を希望した場合は相談に応じるなど、支援の継続を図っている。</p> <p>今後は、退所後の支援計画を作成のうえ福祉事務所等の関係機関と情報共有し、必要な支援を継続するなど、支援の統一を図るためのマニュアルを策定することが期待される。</p>	

## A-2 支援の質の確保

(1) 支援の基本	第三者 評価結果
① A9 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	b
<p>母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っているが、十分ではない。</p> <p>発達につまづきのある児童の通院に職員が同行することにより、医師への的確な情報提供が可能となるとともに、母親の安心にもつながっている。</p> <p>今後は、関係機関の医師や看護師、心理療法士などと連携を取るなどして、それぞれのニーズに応じた専門的な支援を計画的に展開することを期待する。</p>	
(2) 入所初期の支援	
① A10 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	b
<p>入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っているが、十分ではない。</p> <p>子どもと母親のそれぞれのアセスメントについて、福祉事務所で記入した記録をアセスメントにして課題やニーズを把握し、生活や精神的な支援をしており、施設としてのアセスメント手法の確立がされていない。</p> <p>今後は、生活課題・ニーズを取り入れるための様式を作成し、入所後に再度アセスメントを取り直し、本人参加のもとで支援計画を作成することを期待する。</p>	
(3) 母親への日常生活支援	
① A11 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	b
<p>母親が安定した生活を営むための必要な支援を行っているが、十分ではない。</p> <p>親子面談を通じて作成される「親子未来プラン」に基づき、母親が苦手としている部屋の片付けなど、母親のスキルに応じた具体的な支援をしている。</p> <p>「親子未来プラン」は長期目標のため、今後は、日々の小さな目標が達成されるための短期目標を定め、本人のモチベーションが上がるための支援を行うことが期待される。</p>	
② A12 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a
<p>母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。</p> <p>職員は全員保育士資格所持者であり、専門的な子どもの気持ちへの寄り添いやかわりが出来ている。また、母親からの子育ての相談には母子支援員が専門性を発揮し、保育指針を基に説明し、子どもとのかかわりが適切にできるように支援している。</p> <p>母親と子どもの日々の状況を把握し、学校からの連絡に対しても声掛けやアドバイスをを行っているほか、保育所や学校等の関係機関と連携して支援をしている。</p>	

<p>③ A13 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。</p> <p>地域における交流支援に加え、職場の人間関係の安定も図るための支援をしている。 また、継続した就労に結び付けるため、精神的に困難を抱えている母親と子どもに対して、通院同行支援や関係機関のカウンセラーや地域支援コーディネーターと情報共有し、支援できる体制をとっている。</p>	
<p>(4) 子どもへの支援</p>	
<p>① A14 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。</p> <p>子どもの発達段階に応じて、適切な養育支援を行っている。 また、施設が有する機能を地域の子子ども達が遊びの場等として利用できるよう提供するとともに、友達とのかかわりの場としている。</p>	
<p>② A15 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。</p> <p>学習支援について、小学生を対象とし、学習ボランティアの協力を得ながら、学校の長期休業期間中に勉強会を開催している。勉強会は、地域の子子ども達への参加も呼び掛けている。</p>	
<p>③ A16 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。</p>	<p>b</p>
<p>子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援しているが、十分ではない。</p> <p>職員が遊びを提供し一緒に遊ぶ中で、人のかかわり方や仲間意識の基礎につながるよう心掛けている。 今後は、専門的なプログラムに基づいた支援ができるような体制づくりを期待する。</p>	
<p>④ A17 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。</p>	<p>b</p>
<p>子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っているが、十分ではない。</p> <p>職員は、地域で開催される「思春期問題研修会」に参加し、必要な知識の取得に努めている。 また、小学校との情報交換会の中で小学校が行っている性教育の内容を聞き、施設の行う性教育委員会や児童集会等の場での「いのち」や「性」についての正しい知識を身に付けるための支援を行っている。 性教育だけではなく、子どもの年齢に応じた「生きる」教育を支援するため、今後は、外部講師を招いた学習会に施設の子子どもだけでなく地域の子子どもたちにも呼び掛ける等、学びの輪が広がることを期待する。</p>	

(5) DV被害からの回避・回復	
① A18 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a
<p>母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。</p> <p>「緊急時対応マニュアル」に基づき、緊急一時保護の要請に対応できるよう、空き部屋を活用した専用居室を備えている。専用居室には、ベッドや冷蔵庫など、生活に必要な備品と生活用品を整え、万全を期している。</p>	
② A19 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
<p>母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。</p> <p>関係機関との連携を密にし、利用者の安全を第一に考えて支援をしている。また、法テラスのチラシなどを配布し、適切な情報提供を行っている。</p>	
③ A20 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	b
<p>心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援しているが、十分ではない。</p> <p>必要な時には母親と子どもへの精神的なフォローをし、職員は寄り添いながら支援をしていく体制が整備されている。</p> <p>専門的支援については、関係機関との連携・協力に対応できているが、今後は、医療機関や児童相談所との連携など、社会資源のリストを作成し周知を図ることが期待される。</p>	
(6) 子どもの虐待状況への対応	
① A21 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	b
<p>被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援しているが、十分ではない。</p> <p>被虐待児の思いを受け止める方法は、日々の生活や遊びを通して行い、子ども一人ひとりの思いを受け止めながら支援している。</p> <p>今後は、虐待に関する研修会へ積極的に参加し、職員のスキルの向上を図ることが期待される。</p>	

(7) 家族関係への支援	
① A22 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a
<p>母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。</p> <p>母親と子どもそれぞれの悩みや不安に対して、職員は日々の支援を通じて、相談しやすい関係づくりをしている。</p> <p>利用者の最善の利益のために、関係機関と連携をして対応している。</p>	
(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援	
① A23 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
<p>障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。</p> <p>配慮が必要な母親や子どもに対して、社会資源の活用へ導き、関係機関との連携を行っている。</p> <p>また、小学校や保育園との連携を深めながら、発達につまづきのある児童の登下校時の見守りを継続している。</p>	
(9) 就労支援	
① A24 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a
<p>母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。</p> <p>ハローワーク等の求人情報の定期的な提供と、鹿角地方職業能力開発協会をはじめとした関係機関の支援を活用した就労支援を行っている。</p> <p>現在の入居者には該当者はいないが母親の勤務に合わせた補完保育及び病児保育等を行っている。</p>	
② A25 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a
<p>就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。</p> <p>就労支援員や福祉的就労を活用した支援により、一人ひとりが安定した就労につながる事ができるよう、関係機関との情報交換を継続している。</p> <p>職員は相談されるのを待つばかりでなく、意識的に困りごとを引き出す場を設定している。</p>	